

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	湖西市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/9530.htm

執行機関名 湖西市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子家庭等に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項 母子家庭等に対する医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第一条	湖西市母子家庭等医療費助成規則(昭和55年3月31日規則第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、母子家庭等に対し、その医療を受けるのに必要な費用の一部を助成することにより、母子家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湖西市母子家庭等医療費助成規則(昭和55年3月31日規則第9号)第4条